

東日本大震災における都市再生機構の取組概要

国または地方公共団体の要請等により、以下の取組を実施。
(平成24年6月15日現在)

1 復旧支援 (H23.3～)	①被災者の方へのUR賃貸住宅の提供 …一定期間無償でご利用いただける住宅を提供 ②応急仮設住宅建設用地の提供 …事業地区用地を応急仮設住宅の建設用地として提供 ③応急仮設住宅建設支援要員の派遣 …応急仮設住宅の建設の業務支援に職員を派遣 ④被災宅地危険度判定士の派遣 …「被災宅地危険度判定士」の資格を有する職員を地方公共団体に派遣
2 復興計画策定支援 (H23.4～)	岩手県・宮城県・福島県下被災市町村における復興計画策定等の技術支援に職員を派遣。(1県・18市町村に、延べ52名を派遣)
3 復興まちづくり支援 (H24.1～)	・13の被災市町と復興まちづくりを協力して推進するための覚書、協定を締結。 ・被災公共団体からの委託又は要請を受けた地区について、 ①復興市街地整備事業 ②災害公営住宅の整備 をURが支援。 ・復興市街地整備事業9地区、災害公営住宅整備10地区について、支援を開始。

● 応急仮設住宅建設用地の提供

仙台市あすと長町地区・いわきニュータウン地区・盛岡南新都市地区において、事業用地の約8haを応急仮設住宅建設用地等として提供し、平成23年4月から入居開始。



あすと長町地区 仮設住宅用地



いわきニュータウン 仮設住宅用地

● 応急仮設住宅建設支援要員などの派遣



応急仮設住宅建設業務の支援として、現地に最大30名体制、延べ181名の職員を派遣

国土交通省の要請に基づき「被災宅地危険度判定士」の資格を有する職員3名を派遣

敷地調査の様子

● 被災者の方へのUR賃貸住宅の提供

◆ UR賃貸住宅の提供

被災された方々が入居いただけるUR賃貸住宅を一定期間無償で提供(平成24年4月30日現在の入居決定戸数:延べ964戸)。

コミュニティの維持や地方公共団体による支援等を考え、一定のまとまった戸数を確保できる関東地域の団地を中心に選定し、被災された方々への支援策についても地方公共団体と協議。



◆ 団地自治会と連携した交流会の実施

慣れない地域に避難されてきた方々が少しでも早く地域に馴染み、安心して生活できるように、団地自治会等の協力を得て、交流会を開催。



◆ 節電への取組み

東京電力管内のUR賃貸住宅を中心に、お住まいの方々とともに節電の取組み「～わたしの家でできること～UR賃貸節電キャンペーン」を実施。

- ◎ 緑のカーテンで部屋を涼しく ～6,000戸の団地/バルコニーで実施～
- ◎ ピークアラーム装置のモニタリング ～電気の使い過ぎをお知らせ～
- ◎ 節電奮闘記のコンテスト ～ご家庭での節電の取組みを募集～



● 復興計画策定への支援、復興まちづくりの支援

被災地の県知事からの要望を受けた国土交通大臣の要請に対応し、技術的支援等を行う職員を被災市町村に派遣し、復興計画の策定を実施。さらに、復興まちづくりの支援に向け、現地体制を拡充。

- ◎平成23年4月12日「UR職員の派遣開始」
・岩手県内7市町村に14名、盛岡連絡所に3名

- ◎平成23年7月1日「宮城県へUR職員の派遣を開始」
・岩手県及び宮城県の13市町村に24名
・仙台市及び盛岡市に震災復興支援事務所を設置
・本社に震災復興支援室を設置

- ◎平成23年11月1日「福島県へUR職員の派遣を開始」
・岩手県及び宮城県並びに福島県の16市町村に30名

- ◎平成24年4月1日「大幅な体制拡充」
・岩手県及び宮城県並びに福島県の16県市町村に51名
・震災復興支援事務所から震災復興支援局へ組織拡充
・県市町村派遣を合わせ、174名の現地体制を確立